

越前町談合事件再発防止対策

越前町発注工事に係る談合事件
再発防止調査委員会報告を受けて

平成24年5月7日

越 前 町

目 次

| | |
|--|----|
| 第 1 章 事件の背景と原因 | 1 |
| I 調査委員会 | 1 |
| II 談合事件 | 2 |
| 1. 背景と原因 | 2 |
| III 入札結果の未公表 | 4 |
| 1. 調査結果 | 4 |
| 2. 背景と原因 | 4 |
| 第 2 章 再発防止対策 | 6 |
| I 入札契約制度の見直し | 6 |
| 1. 入札契約方式の改善 | 6 |
| 2. 入札契約過程の透明化と監視の徹底 | 7 |
| 3. 電子入札の実施 | 7 |
| II 組織・職員における体制面の見直し | 7 |
| 1. コンプライアンスの徹底 | 7 |
| 2. 通報制度 | 8 |
| III 再発防止対策の実施 | 8 |
| 1. 実施状況報告 | 8 |
| 資 料 | 9 |
| 「入札結果未公表工事等一覧」(資料 No. 1) | 9 |
| 「工事希望型一般競争入札に係る等級別発注基準表」 (資料 No. 2) | 10 |

第1章 事件の背景と原因

I 調査委員会

平成23年11月17日に発覚した越前町発注工事に係る談合（以下「談合事件」という。）に関して、事実関係及び経過を調査し、組織内部の再点検を行い、再発を防止し、職務執行の公正性の保持と公務に対する社会的信用の回復を図るため、「越前町発注工事に係る談合事件再発防止調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置することとし、平成23年12月27日、委員を委嘱、第1回会議が開催され、以降、全5回の会議が開催された。

○委員名簿

（敬称略）

| No. | 委員会職 | 氏名 | 備考 |
|-----|------|-------|-------------|
| 1 | 委員長 | 金井 亨 | 越前町顧問弁護士 |
| 2 | | 藤井 文夫 | 越前町代表監査委員 |
| 3 | | 野村 茂三 | 野村茂三税理士事務所長 |

○調査委員会の会議開催

- ①委員会の設置及び第1回会議開催（平成23年12月27日）
 - ・談合事件の経過について
 - ・談合事件に係る調査及び協議検討事項について 他
- ②第2回会議開催（平成24年1月19日）
 - ・談合事件に係る事実の確認について
 - ・入札結果未公表の経緯及び事実の確認について 他
- ③第3回会議開催（平成24年2月8日）
 - ・談合事件に係る事実の確認について
 - ・入札結果未公表の経緯及び事実の確認について 他
- ④第4回会議開催（平成24年2月28日）
 - ・再発防止対策（案）について 他
- ⑤第5回会議開催（平成24年3月29日）
 - ・再発防止対策（案）について 他

調査委員会においては、談合事件及び入札結果未公表の解明と再発防止対策の検討に資するため調査を行った。調査方法については、事実関係の確認、発生に至った経緯及びそれに関連する状況などを明らかにするため、事実関係資料等の内容を確認した。また、調査、確認の進展等に応じて、内容確認のため必要が生じた関係業者及び関係職員を対象とし、調査委員会に出席を求め、事情聴取を実施した。

| 区 分 | | 人数 |
|----------------------------------|--|----|
| A. 越前町公正入札調査委員会が実施した事情聴取内容を確認した者 | | 7人 |
| 関係業者 | (有)小林水道工業所 代表取締役、児玉水道工業所 代表、大林設備 代表、(株)住栄（現）代表取締役、丸善工務店(株) 代表取締役、(有)林管工 代表取締役、スズキ設備(株) 代表取締役 | |

| 区 分 | | 人数 |
|--------------------------------|--|----|
| B. 調査委員会において事情聴取した者 | | 6人 |
| 関係業者 | 丸善工務店(株) 代表取締役 | |
| 関係職員等 | 建設理事、元総務課長（広報紙事務担当元課長）、 監理課長（入札事務・HP掲載事務担当課長）、 監理課主査（入札事務・HP掲載事務担当者）、 総務課主事（広報紙事務担当者） | |
| C. 調査委員会において事情聴取を要請したが、欠席となった者 | | 1人 |
| 関係職員等 | 元副町長 | |

全5回にわたる調査委員会の会議を経て、平成24年5月7日、調査委員会から、談合事件及び入札結果未公表に係る調査結果報告、再発防止対策の提言を柱とした報告書の提出を受けたところであり、談合事件及び入札結果未公表が発生した背景と原因については、次のとおりであった。

Ⅱ 談合事件

1. 背景と原因

談合事件に関して、事実関係及び経過を調査した結果、その背景と原因は次のとおりであった。

(1) 町の入札制度に対する姿勢

- 越前町の公共工事等の入札については、指名競争入札により実施されていた。また、指名の選定については、町村合併以来、合併前の旧町村単位である朝日・宮崎・越前・織田地区の地区別発注を基本としていた。特に土木工事においては、合併直後の激変を緩和し、地元業者を保護、育成するため、当分の間、運用することとされていた「地区別指名基準表」による指名選定を合併後7年経過しても運用していた。このため、地区毎に指名基準が異なるという状況に加えて、指名対象となる業者も地区別、ランク別のごく限られたものになっていた。
- 入札の方法については、指定日時に指名業者が一堂に会して入札、開札するという方法であった。このため、入札毎に業者が顔を会わせることから、前述の限定的な指名選定と相まって、非常に談合を生みやすい状況を作り出していたと考えられる。
- 職員の認識としては、関係職員から、「常に地区別で発注しており、地区別の指名選定に対して何も違和感がなかった。」また、談合事件の入札結果で1万円刻みの金額が並んでいたことに対しても「不自然に思わなかった。課内でもおかしいという話は出ていなかった。」という供述をしており、入札結果等の不自然性を指摘し、問題意識を持って制度の改正に向けた取り組みを行うという姿勢は見受けられなかった。
- 設計額100万円未満の工事等の決裁権者は主管理事、設計額100万円以上300万円未満の工事等の決裁権者は総務理事であるにもかかわらず、全ての工事等の指名選定について副町長が指示をしていた。特に、織田地区においては、選定理由を明確にしないまま「町指名業者等選考基準の例外規定」を適用して指名選定している事例もあり、職員は副町長の指名選定に恣意性を感じながらも、副町長に対して意見を言えないという職場環境となっていた。

- このように越前町の入札制度は、恣意性が介在する余地のある制度であり、こうした制度を続けてきたこと自体、入札契約の競争性や透明性を確保するという意識が欠如していたと言え、入札制度に対する町の姿勢が事件発生の一因であったと考えられる。

(2) 業者の意識

- 地区別を基準とした限定的な指名選定や、入札時に一堂に会するなど、非常に談合し易い環境の中で、業者間の話し合いが常態化していたことも考えられる。関係業者への事情聴取において、朝日地区の関係業者は、「織田地区発注工事であるため、競争の意思がなく、高値で入札しました。」、丸善工務店(株)代表取締役は、「朝日の業者は、織田の工事には入ってこない、逆に、織田の業者は、朝日の工事には入らない。」、「同じ織田地区でも地域性というものがある。」という趣旨の供述をしており、実際の入札結果においても、地元・地場の業者が落札するなど、地域性というルールが存在がうかがわれた。
- 丸善工務店(株)代表取締役は、「談合事件の工事について、継続性もあるし、君やったら、と話をした。」、「同一路線における継続的な工事で、うちがずっとやってきたものは、他の業者にお願いしませうとせずに、入札しています。」という趣旨の供述をしており、実際の入札結果も、継続的に施工しているという業者が落札するなど、継続性という既得権ルールの存在もうかがわれた。
- 丸善工務店(株)代表取締役は、「副町長室に、かなり頻繁に出入りしていたという事実はある。」、「副町長に呼ばれたり、こちらから行ったりで、副町長と直接、電話で打ち合わせ、予約していた。」という趣旨の供述をしている。また、出入りしていた用件については、「水道工事関係の資格とか、県の要綱について、よく聞かれました。県のランク付けとか、業界の資料を集めて伝えたりしました。」という趣旨の供述に加えて、「副町長の個人的なことで、改修とかあったので、回数は多くなっていました。」という供述をしているが、いずれにしても、指名入札に参加する業者が、副町長室に頻繁に出入りしていた事は事実であり、それ自体、非常に不透明な印象を与えるものであった。
- 調査委員会での調査においては、事実解明のため、元副町長並びに丸善工務店(株)代表取締役に対し、事情聴取の要請を行ったが、元副町長には出席、協力を得ることができなかった。このため、丸善工務店(株)代表取締役からの一方的な供述を得られただけであり、副町長室にかなり頻繁に出入りしていたという事実は確認できたが、その真相については明確にできなかった。

以上のことから、地区割りという指名選定基準を背景に、指名する町、指名を受けようとする業者ともに、地域性や継続性といった暗黙のルールを認識し、談合し易い環境ができあがっている中、今回の談合事件が発生したと考えられる。

Ⅲ 入札結果の未公表

1. 調査結果

平成17年2月1日の町村合併以降、町のホームページ及び広報紙において公表すべき入札結果が未公表となっていた29件について、事実関係を調査した結果、未公表となった経緯は次のとおりであった。

- ① 町村合併直後で、広報紙で入札結果を公表する以前の事案（3件）
- ② ホームページと広報紙の公表基準額の相違により未公表となった事案（9件）
- ③ 事務手続き上のミスにより未公表となった事案（11件）
- ④ 上司の指示により未公表となった事案（6件）
 - ㊦ 副町長が指示したと思われる事案（うち2件）
 - ㊧ 職員が元副町長から「覚えが無い」と聴き取っているが、建設理事は副町長から指示を受け、監理課に指示したと供述した事案（うち3件）
 - ㊨ 職員が元副町長から「覚えが無い」と聴き取っているが、監理課職員が建設理事から指示があったと供述した事案（うち1件）

（事案毎の個別の経緯については、「入札結果未公表工事等一覧」（資料No.1）を参照）

2. 背景と原因

（1）組織機構の二重構造による不効率な報告経路

- 平成19年5月までは宮崎・越前・織田の各総合事務所においても、設計額500万円未満の工事等の入札を執行していた。入札結果の公表についても、平成19年5月までは、ホームページへの掲載は、各総合事務所の入札執行課が入札執行の都度、本庁監理課へ報告し、広報紙への掲載は、各総合事務所の工事等発注所管課が原稿提出期限日までに本庁総務課へ報告することとなっていた。この不効率な報告経路が報告漏れという事務手続きのミスが発生させやすい原因であったと考えられる。
- 現在は、全ての入札は本庁監理課で執行しており、入札執行後、直ちに監理課で入札結果一覧データを作成しホームページに掲載、そのデータを基に総務課へ広報紙掲載原稿データを送ることとしており、報告事務の一元化、効率化により、事務の改善が図られている。

（2）入札結果公表に係る掲載基準額の不統一

- 「越前町公共工事の入札及び契約の適正化に関する要綱」（以下、「町入札適正化要綱」という。）においては、入札に付した工事等で予定価格が250万円を超えるものを対象として入札結果を公表すると定められている。

ホームページでの公表については、平成22年6月頃までは、予定価格税抜き250万円以上、それ以降は、予定価格税込み250万円以上に掲載基準額を改善して公表していた。

広報紙での公表については、公表を始めた平成17年8月号以降、その掲載基準額を請負金額税込み250万円以上としていた。

今回、この掲載基準額の不統一が、ホームページでは公表しているが広報紙では公表していない未公表事案として取り上げられる原因となっている。

(3) 不正行為に対する職員の意識不足

- 今回の談合事件の対象工事となった2件及び談合事件に関与した業者が落札している消雪施設整備工事3件の入札結果未公表については、関係職員への事情聴取において、いずれも、副町長あるいは建設理事から公表しないようにと指示があったと供述している。
- 指示の理由について副町長に質問したかとの問いに対し、建設理事や監理課長は、「聞いても言わないだろうと思い、直接は聞いていない。」と言う趣旨の供述をしている。一方で、職員が元副町長から「以前、織田地区の議員から、議員が親族である業者を指名するのはいかがなものかと、強い抗議を受けている。入札が終わった後で、この結果が広報紙に載ると面倒だなという旨を建設理事に伝えたことがある。」と聴き取っている。ただ、議員の兼業禁止の件に関しては、当時、町議会議員の実子が経営していたスズキ設備(株)は、町の入札参加資格を得ており、町も基準どおりに指名・入札の手続きを踏んでいたことから、何ら問題がなかったのも事実である。
- 予定価格250万円以上は入札結果を公表することとなっていることを関係職員全てが認識していた。各事務担当職員からは、基準・規則に沿って事務を執行しようとする姿勢が感じられたものの、建設理事や監理課長は、副町長が言い出した事には、何を言っても駄目、組織の中である以上、副町長の指示には従わざるを得ず、自身の処遇を考えれば是正を訴えることはできなかった旨の供述もあり、このような職場環境となっていたことが、入札契約の透明性を確保するという意識を欠如させることに繋がったものと考えられる。

入札結果が未公表となった経緯の調査結果については、調査委員会で確認できた関係資料や関係者からの事情聴取に基づくものである。職員の元副町長からの聴き取りと調査委員会において実施した関係職員からの事情聴取における供述では内容に食い違いもあり、調査委員会において、元副町長から直接事情を聴きたかったが、元副町長には事情聴取出席協力を得ることができず、入札結果を未公表とするよう指示した真相については不明であった。

いずれにしても、本事案は、町民の信頼の確保が職員の第一の責務であることを忘れ、基準を逸脱し故意に入札結果を公表しなかったものであり、また、そのこと自体を不正行為と自覚しないなど、職員のコンプライアンス意識が欠如していたと言わざるを得ない。

第2章 再発防止対策

町としては、調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、報告書における再発防止対策の提言を踏まえ、次の通り再発防止対策を実施する。

I 入札契約制度の見直し

1. 入札契約方式の改善

(1) 工事希望型一般競争入札

- ㊦ 入札方式：工事等の入札については、指名競争入札を工事希望型一般競争入札に転換する。
- ㊧ 対象工事：越前町内業者が施工可能で、緊急対応工事等を除き、設計額が130万円を越える工事。
- ㊨ 対象業種：○土木一式工事、○建築一式工事、○電気工事、○管工事（設備・給配水）、○水道施設工事、○舗装工事、○鋼構造物工事、○造園工事、○とび・土工・コンクリート工事、○法面処理工事
- ㊩ 発注基準：「工事希望型一般競争入札に係る等級別発注基準表」（資料No.2）による。（発注基準を遵守し、恣意性を徹底排除する。）
入札希望者が2者に満たない場合は、入札は行わないものとし、後日、指名競争入札にて執行する。
- ㊪ 入札条件：入札に付する条件は、全町を対象とする。

(2) 随意契約

- ㊦ 契約方式：小額な工事等を対象として、随意契約を実施する。
- ㊧ 対象工事等：対象とする工事の額の範囲は、「地方自治法施行令」の規定に基づき設計額130万円までとする。
委託業務・物品購入等その他の契約の額の範囲については、「地方自治法施行令」の規定による。
- ㊨ 対象業種：工事希望型一般競争入札の対象業種に準じる。その他の契約の種類については、「地方自治法施行令」の規定による。
- ㊩ 発注基準：発注基準表は設けず、町入札参加者資格名簿掲載業者全員を対象とし、「越前町財務規則」の規定により3者以上を選定する。
工事において、その業種の県のランク外（最下位等級）となっている町内業者は、随意契約による工事のみ選定の対象とする。
- ㊪ 入札条件：選定は、地区別の考えに拠ることなく、工事内容・現場等に応じて選定する。

(3) 指名競争入札

- ㊦ 入札方式：町内業者では対応できない工事等について、指名競争入札を実施する。
- ㊧ 対象工事等：工事は設計額130万円を越える工事。
委託業務・物品購入については設計額50万円を越えるものとし、契約の対象額については、「地方自治法施行令」の規定による。
- ㊨ 対象業種：工事希望型一般競争入札の対象業種に準じる。その他の契約の種類については、「地方自治法施行令」の規定による。

- ① 発注基準：町入札参加者資格名簿登載業者全員を対象とし、「越前町財務規則」の規定により5者以上を指名選定する。
- ② 入札条件：指名選定の理由を明確にし、公表する。

2. 入札契約過程の透明化と監視の徹底

(1) 入札契約に関する情報開示

- 入札契約関係の情報（入札契約関係の規定、毎年度の発注見通し、入札結果等）を町ホームページ等で公表する。
- 入札結果については、「町入札適正化要綱」の規定に基づき、競争入札に付した工事等で予定価格が250万円（税込み）を越えるものについて、町ホームページ及び広報紙並びに閲覧での公表を徹底する。

(2) 秘密に関わる入札情報の管理徹底

- 予定価格を作成するための資料等の秘密保持を徹底する。
- 入札公告前には、入札執行期日や工事等内容等の秘密保持を徹底する。
- 電子入札への移行時には、入札参加希望者に関する情報を管理徹底する仕組みを作る。

(3) 入札結果に対する監視機能の強化

- 越前町公正入札調査委員会における監視機能を強化する。
 - ・ 個別の入札結果に不自然・不合理な点がないか等の検証・分析を実施
 - ・ 事後的・統計的分析も含めながら、入札契約の実態把握を実施
- 疑義が生じた場合には、「談合情報対応要領」に基づいた対応を徹底する。

3. 電子入札の実施

入札の方法については、電子入札を導入することにより、入札希望業者が一堂に会する機会を減少させ、談合の排除を図る。

- 県電子入札システムの新システム導入時期（平成26年度）に合わせて県システムへの共同参加を図ることとし、平成24年度から事前準備に着手し、電子入札への移行を進める。

II 組織・職員における体制面の見直し

1. コンプライアンスの徹底

(1) 職員の不正行為に対する処分の明文化

- 町組織として、入札談合等関与行為等を許容しないという意思を明確化するため、「越前町懲戒処分の基準」に入札談合等関与行為等を懲戒処分対象として明記し、不正行為に対する処分等を職員に周知徹底する。

(2) 職員の意識改革

- 法令遵守に対する職員の徹底した意識改革。
 - ・ 幹部、管理職や発注担当職員を対象とした「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」の研修を定期的実施するなど研修を強化し、コンプライアンス意識の向上を図る。また、今回の事案の内容と対策を職員に周知し、職員全体にコンプライアンス意識を徹底する。

2. 通報制度

(1) 内部通報制度の運用の徹底

- 「越前町職員公益通報に関する規程」で定めている公益通報制度は、入札談合等関与行為等に係る情報も通報対象として求めていることを、職員に対して周知徹底する。
- 通報者の保護を含む通報しやすい環境を整備し、適正な通報処理や是正措置を講じることができる、自浄作用の働く組織を構築する。
- 特定の業者に便宜を図る等の行為を求める働きかけを外部から受けた場合、その内容を文書化して上司に報告すること等を義務付ける取り組みを実施する。

(2) 談合情報通報窓口の設置

- 入札談合に係る情報を広く収集できるようにするため、常設の通報窓口を入札執行事務所管課である監理課内に設置し、通報窓口設置を周知徹底する。

Ⅲ 再発防止対策の実施

1. 実施状況報告

「入札契約制度の見直し」及び「組織・職員における体制面の見直し」に掲げた再発防止対策の実施状況について、「越前町発注工事に係る談合事件再発防止調査委員会」委員に報告するとともに、町ホームページ等で公表することとする。

入札結果未公表工事等一覧

※ ○無しNo.は、掲載基準に満たない等のため、未掲載であったもの。 ○付きNo.は、本来、掲載すべき案件であるが、未掲載であったもの。

| No. | 年度 | 入札日 | 工事等名 | ・請負金額 (税込み) | 掲載の有無 | | ・落札者 ・請負業者名 | ・予定価格 (税抜き) | 入札執行者 入札執行所管課 | 工事等発注所管課 | 広報誌又はホームページに 未掲載となった経緯 | No. (再掲) | |
|-----|-----|--------|--|----------------|------------|----|--------------------------------|----------------|---------------------|-----------|---------------------------|-------------|----|
| | | | | | 広報 | HP | | | | | | | |
| 1 | H17 | 5月9日 | 平成17年度織田中央簡易水道統合事業 経営認可申請図書作成業務委託 | 2,782,500 | — | ○ | 株式会社設計技術研究所 福井事務所 | 2,780,000 | 織田総合事務所長 織田地域振興課 | 織田地域整備課 | ① | 1 | |
| 2 | | 5月16日 | 平成17年度惣分谷配水池実施設計業務委託 | 7,665,000 | — | ○ | 株式会社設計技術研究所 福井事務所 | 7,381,000 | 町長 監理課 | 織田地域整備課 | ① | 2 | |
| 3 | | 5月24日 | 平成17年度漁村再生交付金 白浜(城崎)漁港局部改良工事 | 53,865,000 | — | ○ | 株式会社村上組 | 51,342,000 | 町長 監理課 | 越前産業振興課 | ① | 3 | |
| 4 | | | 越前町地域防災計画等策定委託業務 | 2,100,000 | × | ○ | 国際航業(株) 福井営業所 | 5,349,000 | 町長 監理課 | 総務課 | ② | 4 | |
| 5 | | 8月29日 | 平成17年度宿地区単治山 山地危険箇所緊急対策工事 | 3,150,000 | × | ○ | 岬建設(株) | 3,076,000 | 越前総合事務所長 越前地域振興課 | 越前産業振興課 | ③ | 5 | |
| 6 | | | 平成17年度米ノ浦漁港単修築工事 | 2,835,000 | × | ○ | (有)中橋建設 | 2,707,000 | 越前総合事務所長 越前地域振興課 | 越前産業振興課 | ③ | 6 | |
| 7 | | 9月13日 | 平成17年度単小規模土地改良事業 第2号工事 | 2,520,000 | ○ | × | 木村建設(株) | 2,400,000 | 宮崎総合事務所長 宮崎地域振興課 | 宮崎産業振興課 | ② | 7 | |
| 8 | H18 | 6月26日 | 平成18年度越前町国民保護計画策定 委託業務 | 1,963,500 | × | ○ | アジア航測(株) 福井営業所 | 2,680,000 | 町長 監理課 | 総務課 | ② | 8 | |
| 9 | | 7月14日 | 平成18年度萩野小学校耐震診断委託業務 | 2,394,000 | × | ○ | 伊部建築設計事務所 | 3,443,000 | 町長 監理課 | 学校教育課 | ② | 9 | |
| 10 | | 7月31日 | 平成18年度越前町下水道事業 基本計画策定業務委託 | 1,029,000 | × | ○ | 株式会社東京設計事務所 名古屋支所 | 3,492,000 | 町長 監理課 | 上下水道課 | ② | 10 | |
| 11 | | 10月17日 | 平成18年度公共下水道管路施設補修工事 | 不調 | 2,877,000 | × | ○ | 丹南開発(株) | 2,755,000 | 町長 監理課 | 上下水道課 | ③ | 11 |
| 12 | | | 越前町ゲートサイン改修工事 | 不調 | 13,650,000 | × | ○ | 木村興業(株) | 13,020,000 | 町長 監理課 | 政策調整室 | ③ | 12 |
| 13 | | 10月30日 | 営業試験場線消雪設備整備その3工事 | 不調 | 6,825,000 | × | ○ | (有)向当電気商会 | 6,513,000 | 町長 監理課 | 宮崎地域整備課 | ③ | 13 |
| 14 | | 12月14日 | 平成18年度公共下水道管渠布設(その1)工事 | 不調 | 11,592,000 | × | ○ | 丹南開発(株) | 11,092,000 | 町長 監理課 | 上下水道課 | ③ | 14 |
| 15 | | 1月16日 | 平成18年度町道八田・安養寺線 道路災害復旧工事 | 不調 | 21,630,000 | × | ○ | 木村建設(株) | 20,662,000 | 町長 監理課 | 宮崎地域整備課 | ③ | 15 |
| 16 | | 3月29日 | 平成18年度萩野小学校アスベスト除去工事 | 2,205,000 | × | ○ | 山中建設(株) | 2,706,000 | 町長 監理課 | 学校教育課 | ② | 16 | |
| 17 | H19 | 4月23日 | 平成19年度町道織田平等1号線道路改良工事 | 2,856,000 | × | ○ | 株式会社山崎組 | 2,740,000 | 織田総合事務所長 織田地域振興課 | 織田地域整備課 | ③ | 17 | |
| 18 | | | 平成19年度町道北岩倉線 歩道整備測量設計業務委託 | 3,150,000 | × | ○ | 株式会社構造設計研究所 | 3,526,000 | 織田総合事務所長 織田地域振興課 | 織田地域整備課 | ③ | 18 | |
| 19 | | 7月12日 | 平成19年度高速インターネット基盤整備工事 (大浜団地) | 1,890,000 | × | ○ | 株式会社西日本開発 | 2,645,000 | 総務理事 工事検査室 | 越前住民生活課 | ② | 19 | |
| 20 | H20 | 9月25日 | 平成20年度高速インターネット基盤整備工事 (その2) | 1,993,950 | × | ○ | 株式会社NTT西日本-北陸 福井支店ITビジネスセンタ | 2,863,000 | 副町長 監理課 | 越前住民生活課 | ② | 20 | |
| 21 | H22 | 4月28日 | 平成21年度(線)町道平等別司線 道路改良工事その1 | 2,782,500 | × | ○ | 丸善工務店(株) | 2,660,000 | 総務理事 監理課 | 建設課 | ④-⑦ | 21 | |
| 22 | | 5月14日 | 平成21年度(線)町道樫津1号線 道路改良工事 | 2,488,500 | × | ○ | 坂下興業(株) | 2,399,000 | 総務理事 監理課 | 建設課 | ② | 22 | |
| 23 | | 6月14日 | 平成21年度(線)牛越地区農道整備工事 | 2,593,500 | × | ○ | 大門建設(株) | 2,496,000 | 総務理事 監理課 | 農林水産課 | ③ | 23 | |
| 24 | | 1月13日 | 平成22年度朝日地区簡易水道統合整備事業 細野配水管布設(その3)工事 | 4,305,000 | × | × | (有)林管工 | 4,106,000 | 副町長 監理課 | 上下水道課 | ④-⑦ | 24 | |
| 25 | | | 平成22年度朝日地区簡易水道統合整備事業 脇谷配水管布設(その3)工事 | 4,221,000 | × | × | 株式会社スズキ設備 | 4,047,000 | 副町長 監理課 | 上下水道課 | ④-⑦ | 25 | |
| 26 | H23 | 5月18日 | 平成23年度農地農業用施設災害復旧事業 調査測量設計業務委託 | 3,150,000 | × | ○ | 国土防災技術(株) 福井支店 | 3,040,000 | 副町長 監理課 | 農林水産課 | ③ | 26 | |
| 27 | | 7月21日 | 平成23年度町道馬場高橋線 消雪施設整備工事(その1) | 9,765,000 | × | × | (有)林管工 | 9,341,000 | 副町長 監理課 | 建設課 | ④-① | 27 | |
| 28 | | | 平成23年度町道馬場高橋線 消雪施設整備工事(その2) | 9,817,500 | × | × | 株式会社住栄 | 9,399,000 | 副町長 監理課 | 建設課 | ④-① | 28 | |
| 29 | | | 平成23年度町道馬場高橋線 消雪施設整備工事(その3) | 9,870,000 | × | × | 株式会社スズキ設備 | 9,438,000 | 副町長 監理課 | 建設課 | ④-① | 29 | |

工事希望型一般競争入札に係る等級別発注基準表

(単位：千円)

| 工種 格付 | 土木一式工事 (下水道工事含む) | 建築一式工事 | 電気工事 | 管工事 | | 水道施設 工事 | 舗装工事 | 鋼構造物 工事 | 造園工事 | とび・土工 工事 | 法面処理 工事 |
|----------|---|---|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------|------------|
| | | | | (設備) | (給配水) | | | | | | |
| A 等級 | 20,000 以上 <<10,000 以上>> | 25,000 以上 <<20,000 以上>> | 5,000 以上 | 5,000 以上 | 5,000 以上 | 5,000 以上 | 3,000 以上 | 3,000 以上 | 3,000 以上 | 1,300 以上 | 1,300 以上 |
| B 等級 | 10,000 以上～ 20,000 未満 <<3,000 以上～ 25,000 未満>> | 15,000 以上～ 25,000 未満 <<1,300 以上～ 30,000 未満>> | 1,300 以上～ 20,000 未満 | 3,000 以上～ 20,000 未満 | 3,000 以上～ 20,000 未満 | 3,000 以上～ 20,000 未満 | 1,300 以上～ 10,000 未満 | 1,300 以上～ 10,000 未満 | 1,300 以上～ 10,000 未満 | 1,300 未満 | 1,300 未満 |
| C 等級 | 2,000 以上～ 10,000 未満 <<1,300 以上～ 10,000 未満>> | 5,000 以上～ 15,000 未満 <<1,300 以上～ 20,000 未満>> | 1,300 以上～ 5,000 未満 | 1,300 以上～ 5,000 未満 | 1,300 以上～ 5,000 未満 | 1,300 以上～ 5,000 未満 | 1,300 未満 | 1,300 以上～ 3,000 未満 | 1,300 未満 | | |
| D 等級 | 1,300 以上～ 2,000 未満 <<1,300 以上～ 3,000 未満>> | 1,300 以上～ 5,000 未満 <<1,300 以上～ 10,000 未満>> | 1,300 未満 | 1,300 未満 | 1,300 未満 | 1,300 未満 | | 1,300 未満 | | | |
| E 等級 | 1,300 未満 <<1,300 未満>> | 1,300 未満 <<1,300 未満>> | | | | | | | | | |

選考基準

- この基準の適用を受けられる者は、越前町の格付けを受けた業者のみとする。ただし、越前町の格付けを受けられる業者は、「町内に主たる営業所を有する者」及び「町内に従たる営業所を有し、且つ、町発注工事で施工実績のある者」とする。
- 上記基準額を標準とする。(緊急対応工事、関連工事、特殊工事等は除く。)ただし、土木、建築工事において、町内に本社を有する業者については、下段の<< >>の地区基準額を適用する。